

令和7年度 戸田市商工業支援事業補助金

工業環境対策支援事業のご案内

～住工が共存できるよう、周辺環境に配慮した操業を応援します～

環境に配慮した操業を行うための設備（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項各号に規定する公共の危害防止のために設置された施設又は設備、以下「環境配慮設備」という。）を導入した事業者に対し、当該設備にかかる固定資産税相当額を3年間補助して、都市化が進んだ本市における市内工業者の操業環境向上の取組みを支援します。

1 補助事業

環境配慮設備の市内事業所への導入設置稼働事業

2 補助対象者

令和6年1月2日～令和7年1月1日※に、環境配慮設備を市内事業所に導入・設置・稼働した事業者で、市税等に未納がない方

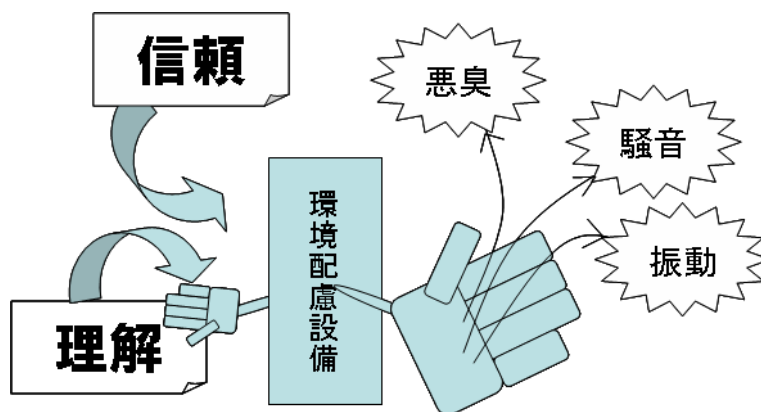
※令和7年度に当該設備にかかる固定資産税が新規課税となる。

3 補助額・補助期間

導入設置した設備に対する固定資産税相当額を、課税初年度から3年間補助します（上限100万円）。固定資産税相当額は、償却資産申告書に記載された新規取得資産のうち、環境配慮設備にかかる部分を合算したものとします。

4 募集期間

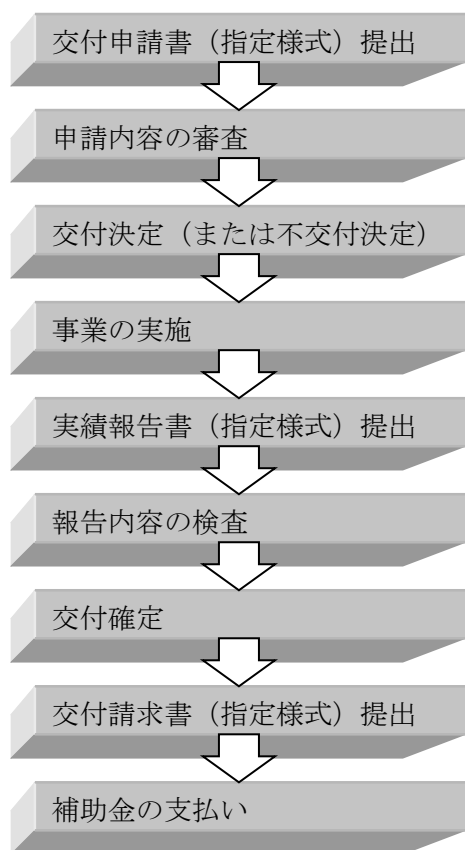
令和7年5月7日（水）～ ※予算の範囲内で申込順



5 申請書類

交付申請書	指定用紙（第1号様式）
補助金等交付申請額内訳調書	指定用紙（第2号様式）
事業計画書・収支予算書	指定用紙
会社概要・定款	既存のものを添付してください ※写しでも可能です
履歴事項全部証明書	直近のもの（法務局発行） ※写しでも可能です
償却資産申告書	該当設備が記載された直近のもの ※写しでも可能です
環境配慮設備詳細資料	設備の写真・資料（設備名、型式、金額等が分かる書類）
完納証明書	直近のもの（市収納推進課発行） ※代表者以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。
税務情報閲覧同意書	指定様式

6 手続の流れ



※必要書類を添付してください。提出書類等は代表者印で押印をしてください。

※書類審査に加え、必要に応じて現地検査を行います。

※市から決定通知書を発行します。

※事業者にて納税をしていただきます。

※市税完納後に、証拠書類等を提出していただきます。

※書類検査に加え、必要に応じて現地検査を行います。

※市から確定通知書を発行します。

※請求書を提出していただきます。

※補助金支払は令和8年3月頃を予定（実績報告の時期により前後します。）

戸田市役所 経済戦略室	
住 所	〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1-18-1
TEL	048-441-1800（内線398）
FAX	048-432-9910
H P	http://www.city.toda.saitama.jp